

別紙

諮問第1692号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇建替え計画（地番：〇〇区〇〇〇丁目〇番地〇号）について警視庁交通規制課が関係者との間でやりとりした内容がわかる文書一式。決裁文書等を含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年9月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年3月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月3日に実施機関から理由説明書を收受し、同年6月26日（第221回第三部会）から同年9月25日（第223回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう判断する。

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に係る建替え計画（以下「本計画」という。）に関する公文書として、「〇〇管理組合、〇〇建替え計画、警視庁協議、〇年〇月〇日、〇〇等と記載あるもの」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報1から4までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

本件対象公文書は、本計画に伴い、周辺道路の交通環境に影響を及ぼさないものとなるように、計画の検討段階から実施機関と計画を策定した法人との間で行う交通対策に関する協議の文書であり、本計画の事業主である〇〇管理組合（以下「管理組合」という。）から設計委託を受けた株式会社〇〇（以下「計画届出事業者」という。）が作成し、実施機関に提出したものである。

実施機関によると、本計画は、既存建物の耐震不足の解消や管理組合の生活再建を目的とした建替え計画で、今後、管理組合内部での建替え決議を経て、事業の実施が正式決定となるところ、本件対象公文書は、管理組合内部での建替え決議前の段階で作成され、実施機関に提出されたものであるため、管理組合と計画届出事業者との間で検討に付されていない未確定情報も含まれているとのことである。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、いずれも管理職でない警察職員の氏名であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については、慣行として公にしているが、その他の非管理職にある警察職員の氏名については、慣行として公にしていることから、本件非開示情報1は、条例7条2号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、エレベーター交通計算書（以

下「交通計算書」という。)に記載された担当者の氏名並びに議事録に記載された出席者、作成者及び確認者の氏名(警察職員の氏名を除く。)である。

これらの情報は、本計画に関わる特定法人の担当者の氏名であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3のうち、3階平面図の非開示とした部分には、部屋の用途が、同非開示情報のうち、交通計算書の宛先には、法人(以下「X法人」という。)の名称が記載されていることを確認した。

審査請求人は、本件非開示情報3について、事実と異なる情報が流通することで法人等の競争上の地位が具体的に侵害されるとして実施機関が条例7条3号に該当するとした判断は誤りである旨主張する。

本件非開示情報3の非開示理由について、事務局をして実施機関に確認させたところ、3階平面図の非開示とした部分には、管理組合との検討に付されず、管理組合の意向を反映していない誤った部屋の用途が記載されているとのことであり、さらに、交通計算書の宛先については、本来の事業主である管理組合ではないX法人の名称が誤って記載されているとのことである。

また、実施機関は本件非開示情報3について、計画届出事業者から、本来記載されるべき情報等について聴取しており、これに基づいて検討した結果、条例7条3号に該当すると判断し、非開示としたとのことである。

これらを踏まえて審査会が検討するに、3階平面図の非開示とした部屋の用途について、当該情報が公になると、誤った情報が外部に伝わり、計画届出事業者と管理組合との間の信頼関係の低下を招き、本計画に混乱が生じるとともに、今後の本計画の決議等に影響を及ぼすこととなり、計画届出事業者の同種事業における競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。

また、交通計算書の宛先について、当該情報が公になると、あたかもX法人が本計画の事業主であるとの誤解を招き、X法人が本計画に関する周辺住民等から

の問合せへの対応を迫られ、X法人の本来業務に支障をきたすこととなり、計画届出事業者とX法人との信頼関係をも損ね、ひいては今後の計画届出事業者の本計画以外の事業展開全般に支障をきたすこととなり、同種事案における競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4のうち、交通計算書の提出元には、計画届出事業者が個別に取引をしている法人名称が、同非開示情報のうち、〇〇区内直近他案件事例調査の案件名Aに係る「住戸数」、「附置義務駐車場台数」、「駐車場台数」及び「附置率」の各欄には、本計画に係る周辺地域の住戸数等の将来的な見込みの数値が記載されていることを確認した。

審査会が検討するに、当該情報が公になると、計画届出事業者の個別の契約先や周辺地域を独自に調査して算出した今後の事業計画の見込み数値等の内部管理に係る情報が明らかとなるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められることから、本件非開示情報4は、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

本件非開示情報			
	本件非開示部分	根拠規定	非開示理由
1	警察職員の氏名	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
		条例7条4号	公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
2	エレベーター交通計算書に記載された担当者の氏名	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。
	議事録に記載された出席者、作成者及び確認者の氏名（警察職員の氏名を除く。）		
3	3階平面図の非開示とした部屋の用途	条例7条3号	記載に誤りがあることから、公にすることにより、事実と異なる情報が流通するなど資料の提出元である法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
	エレベーター交通計算書の宛先		
4	エレベーター交通計算書の提出元	条例7条3号	公にすることにより、法人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が明らかとなるなど、当該

	<p>「〇〇区内直近他案件事例調査」の案件名Aに係る住戸数、附置義務駐車場台数、駐車場台数及び附置率</p>		<p>法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p>
--	--	--	--